

令和8年度
東吾妻町立認定こども園入園案内



東吾妻町教育委員会事務局 学校教育課 こども係
TEL 0279-68-2111

目 次

1	利用における概要	．．．．1 ページ
2	入園におけるフローチャート	．．．．2 ページ
3	1号認定（教育認定）を受けてこども園を利用する場合	．．．．2 ページ
4	2号認定（保育認定）を受けてこども園を利用する場合	．．．．3 ページ
5	申し込みについて（書類で提出する場合）	．．．．4 ページ
6	オンライン申請について	．．．．5 ページ
7	認定変更について	．．．．6 ページ
8	一時預かり・延長保育について	．．．．7 ページ

※入園案内は、こども園利用にあたり必要なことを記載しています。
必ず、入園申込前にご一読ください。

1 利用における概要

(1) 対象児童

3 歳児	令和4年4月2日	～	令和5年4月1日生まれ
4 歳児	令和3年4月2日	～	令和4年4月1日生まれ
5 歳児	令和2年4月2日	～	令和3年4月1日生まれ

ア 令和8年4月1日において、本町に住民登録があり、また、生活の本拠を有していることが必要です。

イ 本町に転入予定がある方の申し込みも受け付けます。ただし、令和8年4月1日までに転入し、住居等が確認できることが条件となります。転入されない（できない）場合、入園できません。

(2) 施設名・利用定員・通園区域

27 施設名 利用定員 通園区域

施設名	定 員						通園区域 (大字単位)
	3 歳児		4 歳児		5 歳児		
	(1号)	(2号)	(1号)	(2号)	(1号)	(2号)	
あづまこども園 箱島1270-11 0279-59-3933	25		35		35		五町田・箱島・岡崎 新巻・奥田
	10	15	15	20	15	20	
おおたこども園 植栗3333 0279-68-2062	25		35		35		岩井・植栗・小泉・泉沢
	10	15	15	20	15	20	
はらまちこども園 原町5160 0279-68-2895	50		70		70		原町・川戸・金井
	20	30	30	40	30	40	
いわしまこども園 岩下45 0279-67-3631	25		35		35		郷原・厚田・三島 松谷・岩下・矢倉
	10	15	15	20	15	20	
さかうえこども園 本宿407-1 0279-69-3515	25		35		35		大戸・萩生・本宿 須賀尾・大柏木
	10	15	15	20	15	20	

・ 利用できる施設については、居住する通園区域を対象とする施設となります。

(3) 認定について

こども園の利用を希望する場合、申し込みにより町の「認定」を受ける必要があります。

「教育利用を希望する場合、また、『保育を必要とする事由』に該当しない場合、1号認定（教育認定）となります。」

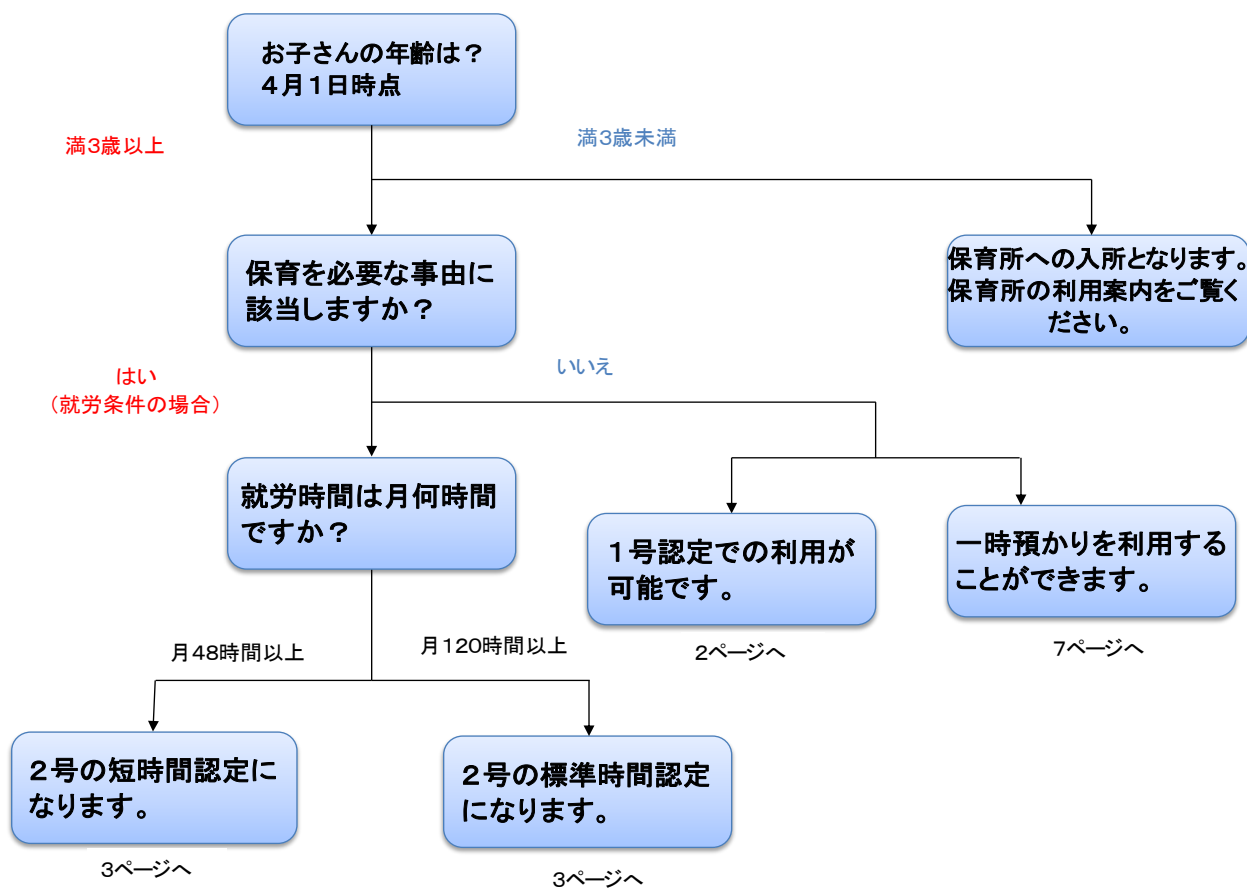
↓
1号認定に関しては、2ページをご覧ください。

「保護者の就労や病気などにより、家庭での保育が困難であり『保育を必要とする事由』に該当する場合、2号認定（保育認定）を受けることができます。」

↓
2号認定に関しては、3ページをご覧ください。

オンラインでも申請の受付ができます。
※詳細は、5ページをご覧ください。

2 入園におけるフローチャート



3 1号認定（教育認定）を受けてこども園を利用する場合

本町に住民登録があり、教育利用を希望する場合は1号認定を受けられます。
また、保育を必要とする事由に該当しない場合は1号認定となります。

【1号認定による教育提供時間】

月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後1時30分まで

土曜日は希望保育です。7ページの(2)をご覧ください。

上記に定める時間以外、やむを得ない事情により提供時間以外にお子さんを預けたい場合、一時預かり保育を利用できます。

※利用料金がかかります。詳しくは、7ページをご覧ください。

4 2号認定（保育認定）を受けてこども園を利用する場合

保育認定を受けるには、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護する者）のいずれかが、下記のいずれかに該当することが必要です。

※養育可能な祖父母がいる場合、認定における審査の対象となります。

保育を必要とする事由	
労働	1か月につき、48時間以上の労働（パートタイム等含む）をしている
妊娠・出産	妊娠中であるか出産後間がないこと（産前2か月前～産後8週後）
疾病・障害	疾病、負傷又は心身に障害がある
介護・看護	同居又は長期入院をしている親族の介護や看護を行っている
災害復旧	震災、風水害等の災害復旧にあたっている
求職活動	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている（認定期間：3か月間）
就学	教育施設に在学している
職業訓練	職業訓練校等における職業訓練を受けている
虐待・DV	虐待やDVの恐れがある
育児休業	育児休業中のこども園利用に係る申請書 ※育児休業を事由とした入園・入所申込はできませんが、本事由により保育所を利用していただければ、申請書を提出することでこども園でも引き続き利用可能です。
その他	上記に類する状態として町が認める場合

※ なお、「保育を必要とする事由」により、「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

(1) 保育標準時間を利用できる事由

(1)	就 労	父母ともに月120時間以上の労働をしている場合
(2)	災害復旧	
(3)	児童虐待・DVの恐れ	

保育標準時間認定による教育・保育提供時間

月曜日から金曜日まで

午前7時30分から午後6時30分まで

土曜日

午前7時30分から午後6時00分まで

* 上記提供時間内において、最大11時間の利用ができます。

(2) 保育短時間の利用となる事由

(1)	就 労	父母ともに、又は父母のいずれかが月48時間以上120時間未満の労働をしている場合
(2)	疾病・障害	
(3)	介護・看護	
(4)	求職活動	3か月以内に限り

※ なお、「妊娠・出産（産前2か月前・産後8週後）」については保護者と短時間認定の有無について面談、また、「就学」については、保護者の就学時間に基づき決定します。

保育短時間認定による教育・保育提供時間

月曜日から金曜日まで

午前8時30分から午後4時30分まで

土曜日

午前8時30分から午後4時30分まで

* 上記提供時間内において、最大8時間の利用ができます。

短時間・標準時間にかかわらず土曜日は希望保育となります。

(3) 「保育を必要とする事由」による利用時間の区分について

(平日の例)

7:30	8:30	16:30	18:30
	保育標準時間の提供時間（最大11時間）		
(延長)	保育短時間の提供時間（最大8時間）		(延長)

※保育短時間について、町が規定する提供時間内において最大8時間の利用が可能です。

(7:30～18:30の間で最大8時間の利用ができるということではありません。)

上記に定める時間以外、やむを得ない事情により提供時間以外の保育が必要な場合は、延長保育を利用することができます。※詳しくは、7ページをご覧ください。

5 申し込みについて (書類での提出の場合)

※オンラインでの提出の場合は、5ページをご覧ください。

(1) 1号認定(教育認定)を希望する場合

- ・子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書(1号申請用)

(2) 2号認定(保育認定)を希望する場合

- ・子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書(2号・3号申請用)
- ・保育を必要とする証明書類(下表参照)
証明書類については、父、母、60歳未満の同居の祖父母について提出が必要です。
世帯分離していても、同一住所、敷地、建物に住んでいる場合は同居とみなします。

保育を必要とすることを証明する書類

保育を必要とする事由	
労働	就労証明書 ※ 自営業・農家・内職などの場合、添付資料が必要です。 詳しくはホームページをご覧ください。
妊娠・出産	母子手帳のコピー(住所・氏名・出産予定日がわかるページ)
疾病・障害	医師の診断書 ※
介護・看護	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳が交付されている人は そのコピー
災害復旧	罹災証明書等のコピー
求職活動	求職活動中であることの申出書(別紙)
就学	在学証明書 (入学を予定している人は合格通知書などのコピー)
職業訓練	
虐待・DV	公的機関が発行した証明書
育児休業	育児休業中のこども園利用に係る申請書 ※育児休業を事由とした入園・入所申込はできませんが、本事由により保育所を利用 していた場合は、申請書を提出することでこども園でも引き続き利用可能です。

- (3) 提出期間 令和7年9月8日(月) ～ 令和7年9月19日(金)
午前8時30分～午後4時00分までのご提出をお願いします。

- (4) 提出場所 利用を希望するこども園 ※お子さんを同伴のうえ提出してください。

(5) その他

ア 「子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書支給認定申請書」は黒又は青の「消えない」ボールペンで記入してください。

イ 提出書類については、お子さん1人毎に一式作成し、提出する必要があります。
※就労証明書又は「疾病・障害」の事由により医師の診断書を提出する場合で、利用希望のお子さんが複数居る場合、2人目以降の申込書類はコピーの添付でかまいません。

ウ 求職活動中の方については、就労先が決定しましたら、速やかに「就労証明書」を学校教育課まで提出してください。

エ この申込後、申請書に記載した内容について変更が生じたときは、必ず学校教育課へお問い合わせください。

注) 「求職活動」による申請の場合、入園後3か月を経過しても就労されない(できない)場合は、1号認定への変更又は退園となる場合があります。

6 オンライン申請について

(1) 事前に準備いただくもの(環境)

ア マイナンバー対応スマートフォン又はICカードリーダー付きパソコン

イ マイナポータルアプリ

ウ マイナンバーカード

※電子署名が必要になります。パスワードがわからない場合は、役場町民課にお越しください。

「2号認定(保育認定)を希望する場合」

エ 保育を必要とする証明書(下記参照)

証明書類については、父、母、60歳未満の同居の祖父母について提出が必要です。
世帯分離していても、同一住所、敷地、建物に住んでいる場合は同居とみなします。

保育を必要とすることを証明する書類

保育を必要とする事由	
労働	就労証明書 自営業・農家・内職などの場合、添付資料が必要です。 詳しくはホームページをご覧ください。
妊娠・出産	母子手帳のコピー(住所・氏名・出産予定日がわかるページ)
疾病・障害	医師の診断書 ※
介護・看護	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳が交付されている人はそのコピー
災害復旧	罹災証明書等のコピー
求職活動	求職活動中であることの申出書(別紙)
就学	在学証明書 ※ (入学を予定している人は合格通知書などのコピー)
職業訓練	
虐待・DV	公的機関が発行した証明書
育児休業	育児休業中のこども園利用に係る申請書 ※ ※育児休業を事由とした入園・入所申込はできませんが、本事由により保育所を利用していた場合は、申請書を提出することでこども園でも引き続き利用可能です。

※原本の提出が必要です。郵送又は直接学校教育課に提出してください。

(2) 申込期間

令和7年9月8日(月) ~ 令和7年9月21日(日)

夜間や土日祝日も申し込み可能ですので、21日(日)まで申請できます。

(3) 面談

令和8年2月2日に行われる入園説明会時に実施します。

その他に相談等がある場合は、入園予定の施設にご連絡ください。

(4) 申込方法

下記のQRコードを読み込むと申請を行えます。

※読み込めない場合は、町ホームページにリンクがありますので、そちらから申請してください。

子どものための教育・保育給付認定申請
兼保育施設利用申込(1号)

子どものための教育・保育給付認定申請
兼保育施設利用申込(2号・3号)



7 認定変更について

入園の際に決定した教育・保育給付認定について、保護者の就労等により変更が必要な場合には申請書を提出することで、認定変更をすることができます。

認定を受けるための事由や、2号認定（保育認定）のうち保育標準時間認定と保育短時間認定を受けるため事由については、3ページをご覧ください。

(1) 認定変更方法

変更希望月の前月20日までに、「教育・保育給付認定に係る変更申請書」を提出してください。
※添付書類がすぐに用意できない場合でも、認定変更申請書の提出は期限までに行ってください。

(2) 認定変更の決定

認定変更が認められた場合は決定通知書により、通知いたします。
認められなかった場合や、確認が必要な場合は、こども園をとおして連絡いたします。

(3) 育児休業中の利用について

こども園・保育所を利用しているお子さんの保護者が第2子以降の出産に係る育児休業を取得した際に、申請により利用しているお子さんが継続して利用することができます。

○育児休業で利用を継続できる方

- ・ 産前産後休暇・育児休業取得前に就労を事由にこども園・保育所を利用していること。
- ・ 出産したお子さんのための育児休業であること。

※保護者（父・母）共に育児休業を取得する場合でも継続利用が可能です。

○利用継続ができる期間・保育時間

- ・ 育児休業取得の対象となるお子さん（出産児）が、満1歳6カ月となる月末まで利用継続できます。
- ・ 満1歳6カ月を待たず、復職する場合は、認定変更手続きにより、保育標準時間への変更が可能です。
- ・ 本事由で利用する場合は、保育短時間認定となります。

※満1歳6カ月を経過した翌月以降も育児休業をされる場合は、1号への変更（こども園）か退所（保育所）となります。

対象となるお子さんすべてに利用の継続を認めるものではありません。

育児休業中の利用を希望する場合は、産前産後休暇の認定終了月の15日までに利用しているこども園・保育所の主任にご相談ください。

○必要書類

- ・ 育児休業中のこども園・保育所利用に係る申請書
- ・ 育児休業を取得することが分かる書類（就労証明書等）
- ・ その他、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

ア 緊急保育

イ 一時保育

ウ 断続的保育

(2) 幼稚園型一時預かり（こども園の1号を利用しているお子さんが対象）

○利用可能日数

平日及び土日は1か月あたり7日まで

(3) 延長保育（こども園の2号短時間を利用しているお子さんが対象）

7:30 8:30 **16:30 18:30**

※保育短時間の前後に延長保育を利用できます。